

教育長室

教職調整額について

1 教員の勤務態様の特殊性（昭和46年人事院提言）

教員は、教科授業のほか、修学旅行、遠足等の学校行事、家庭訪問や自己の研修などがあり、管理・監督者が教員の勤務の実態を直接把握することが困難なこと、さらに夏休み等の長期休業期間があるなど一般行政職とは異なる面があるため、一般行政職と同様の取扱いとすることが不合理ではないかと考えられました。

このため、勤務態様の特殊性から、超過勤務手当を支給せず、新たに教職調整額を支給する制度を設けることを人事院が提言しました。

2 処遇（昭和47年1月公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行）

- ・給料月額の4%相当額を教職調整額として支給します。
- ・教職調整額を本給と見なして、本給を基礎とする手当等（期末手当、勤勉手当、地域手当、へき地手当、退職手当等）の算定の基礎となります。

3 教職調整額の根拠

昭和41年度に文部省（現在は文部科学省）が実施した「教員勤務状況調査」結果を踏まえて、超過勤務時間相当分として算定しています。

超過勤務時間（1週間平均）

- ・小学校 1時間20分
- ・中学校 2時間30分
- ・平均 1時間48分（月8時間相当）

1週間平均の超過勤務時間が年間44週にわたって行われた場合の超過勤務手当に要する金額が、超過勤務手当算定の基礎となる給与に対し、約4%に相当するものとされています。